

ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 個別約款（マイホーム発電料金契約）

2025年6月2日実施

株式会社NTTドコモ

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 適用の限界	2
4. 料金	2
5. 割引制度	2
6. 精算	3
7. 設置確認及び解約等	3
8. その他	3
付則	4
(別 表)	5

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「マイホーム発電料金契約」とは、当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by 大阪ガス 基本約款」（以下「基本約款」といいます。）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」又は「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」又は「浴乾」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (5) 「ミスト発生器」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機から供給される温水を浴室で噴霧する機器であって、浴室の壁又は天井に固定されているものをいいます。
- (6) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (7) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (8) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、次の適用条件を満たすお客さまが、本個別約款の適用を希望し、当社が承諾した場合に適用いたします。

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたは基本約款第18条第1項ただし書の規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがマイホーム発電料金契約を希望されること。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW

以下であること。

- (3) お客さまが、当社へマイホーム発電料金契約の申込時点で同一の需要場所において、大阪ガス又は大阪ガスの他の取次店でマイホーム発電料金契約を契約されていて、大阪ガス又は大阪ガスの他の取次店から当社へ契約切替するときにマイホーム発電料金契約を希望されること。

3. 適用の限界

当社は、基本約款に基づき、お客さまからの本個別約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

4. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。

5. 割引制度

- (1) 本個別約款を適用されているお客さまで、①床暖房、②浴乾、③ミスト発生器、④ガスコンロを所有し、季節に応じ日常的にご使用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって4に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

〔割引額〕

イ ①、②、③、④のすべてを所有の場合

割引額＝4に定める料金×9パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ロ ①、②、③のみを所有の場合

割引額＝4に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ハ ①、②、④のみを所有の場合

割引額＝4に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ニ ①、②のみを所有の場合

割引額＝4に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ホ ①、④のみ（又は①、③、④のみ）を所有の場合

割引額＝4に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

6. 精算

- (1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、6（2）及び7（3）において同じ。）までさかのぼって個別約款（一般料金契約）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。
- (2) 5の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

7. 設置確認及び解約等

- (1) 当社又は大阪ガスは、家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロが設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。なお、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はマイホーム発電料金契約の申し込みを承諾しない、又はマイホーム発電料金契約を解約することといたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステム・床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合又は家庭用コージェネレーションシステムが継続的に発電停止状態に至った場合は、マイホーム発電料金契約を解約したものとみなします。床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロを取り外した場合は、割引適用を除外いたします。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日もしくは割引額の変更日は、2又は5に定める適用条件を満たさなくなった日以降所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。

8. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025年6月2日から実施いたします。

(別 表)

料 金 表

1. 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 5 9 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	----------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 5 . 7 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2 , 7 0 7 . 2 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	7 8 . 3 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 5 9 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	----------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 7 5 . 7 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 3 6 2 . 1 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 5 . 6 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 3 2 6. 0 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	8 6. 3 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	4, 5 5 2. 1 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	8 4. 0 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。